

第 2 期

越前町国民健康保険財政計画

越前町 健康保険課・税務課

令和4年4月

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 基本的事項 | 2 |
| 1 策定目的 | 2 |
| 2 計画期間 | 2 |
| 3 次期計画策定 | 2 |
| 4 PDCAサイクル | 2 |
| 第2章 国保の現状、将来見込みと課題 | 3 |
| 1 国保加入者の現状、将来見込みと課題 | 3 |
| 2 医療費の現状、将来見込みと課題 | 7 |
| 3 国保税の現状、将来見込みと課題 | 10 |
| 4 財政収支の現状、将来見込みと課題 | 14 |
| 第3章 国保の健全で安定的な財政運営対策 | 15 |
| 1 財政運営の基本的考え方 | 15 |
| 2 医療費の適正化対策 | 16 |
| 3 国保税の賦課方法・賦課方式・賦課限度額と税率見直し | 21 |
| 4 国保税の収納対策 | 22 |
| おわりに | 24 |

はじめに

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の下、加入者の医療と健康を支える基盤として、また最後の砦として重要な役割を担っています。

越前町の国民健康保険（以下「国保」という。）は、非正規労働者や医療の手助けを必要とする高齢者など所得の低い社会的弱者を多く抱えている状況にあります。また、①団塊の世代が高齢化により後期高齢者医療制度へ移行する時期を向かえ加入者は減少傾向にあること、②これに伴い国保税率の改正なしでは税収が減り続けること、③国保加入者の高齢化や医療技術の高度化による診療報酬の上昇などにより、1人当たりの医療費が年々増え続けていることから、財政収支の不均衡を是正し、国保財政基盤を安定させ強化することが重要となっています。

平成30年度から福井県（以下「県」という。）が、市町とともに国保の運営に携わり財政運営の責任主体として中心的役割を担うこととなり、効果的な事業運営を進めて3年が経ちました。この結果、国・県の補助金や加入者のみなさまのご理解により国保税率改正も行い、一歩ずつではありますが、着実に国保財政基盤も強化されつつあります。

今回、第1期の本計画が期間終了したため、PDCAサイクル（Plan（計画））（Do（行動））（Check（評価））（Action（改善））による第1期計画のC h e c k（評価）を行って、今後も安定的な財政運営や効率的な運営に向けた取組みを行うために、「第2期越前町国民健康保険財政計画」を策定しました。

第1章 基本的事項

1 策定目的

平成30年度以降の国民健康保険制度は、県が市町とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的役割を担うこととされています。一方、市町は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

第1期越前町国民健康保険財政計画（以下「第1期国保財政計画」という。）では、上記の国民健康保険制度の下、越前町が国保の健全で安定的な財政運営や効率的な事業運営を行っていくことを目的として策定しました。

今回、「第1期国保財政計画」期間が満了しましたので、「第1期国保財政計画」の実施状況等の検証と見直しを行い、第2期越前町国民健康保険財政計画（以下「第2期国保財政計画」という。）を策定します。

2 計画期間

令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

3 次期計画策定

第3期越前町国民健康保険財政計画は、令和6年度に、令和7年度から令和9年度までの3年間の計画期間として策定します。

4 PDCAサイクル

第2期国保財政計画においても、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のPDCAサイクルにより、目標を設定し、財政運営対策を実施し、実施内容の達成状況を評価し、目標・財政運営対策を見直します。



第2章 国保の現状、将来見込みと課題

1 国保加入者の現状、将来見込みと課題

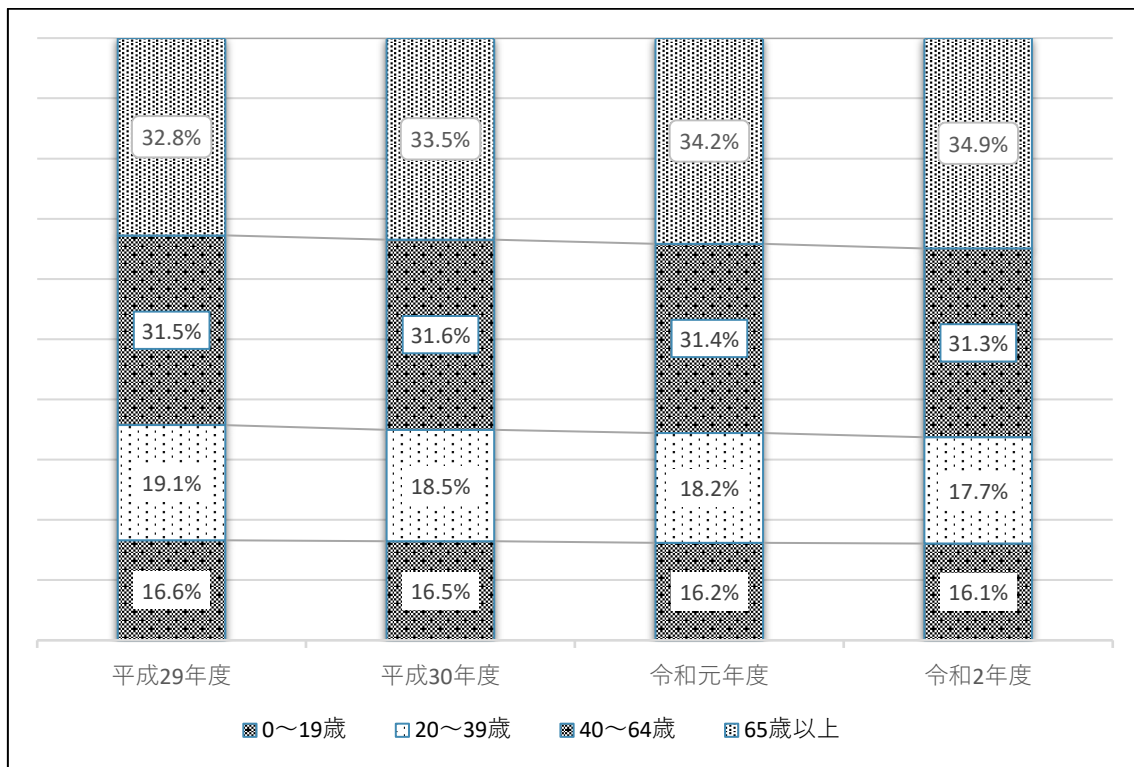
< 越前町の人口 >

越前町の人口は、減少傾向が続いています。特に、64歳以下の人口が減少する一方で、65歳以上の人口の割合が平成29年度では全体の32.8%でしたが、令和3年3月31日現在では34.9%となり高齢化が進んでいます。

・越前町の人口（各年度末：3月31日現在） （単位：人）

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～19歳 | 3,636 | 3,546 | 3,437 | 3,352 |
| 20～39歳 | 4,187 | 3,979 | 3,868 | 3,683 |
| 40～64歳 | 6,899 | 6,795 | 6,660 | 6,539 |
| 65～74歳 | 3,400 | 3,391 | 3,450 | 3,595 |
| 75歳～ | 3,772 | 3,808 | 3,803 | 3,693 |
| 合計 | 21,894 | 21,519 | 21,218 | 20,862 |

・越前町の人口の年齢構成比率（各年度末：3月31日現在） （単位：％）



・高齢化率

(単位：人)

| 区分 | 人口 | 65歳以上 | 高齢化率 | 75歳以上 | 75歳以上の率 |
|----------------------|-------------|------------|-------|------------|---------|
| 越前町 (R2.1.1現在) | 21,322 | 7,195 | 33.7% | 3,790 | 17.7% |
| 福井県 (R2.1.1現在) | 766,789 | 231,300 | 30.2% | 121,598 | 15.9% |
| 全国(推計) (R2.1.1現在) | 126,020,000 | 35,940,000 | 28.5% | 18,540,000 | 14.7% |

・高齢化率(参考：平成25年4月1日現在)

(単位：人)

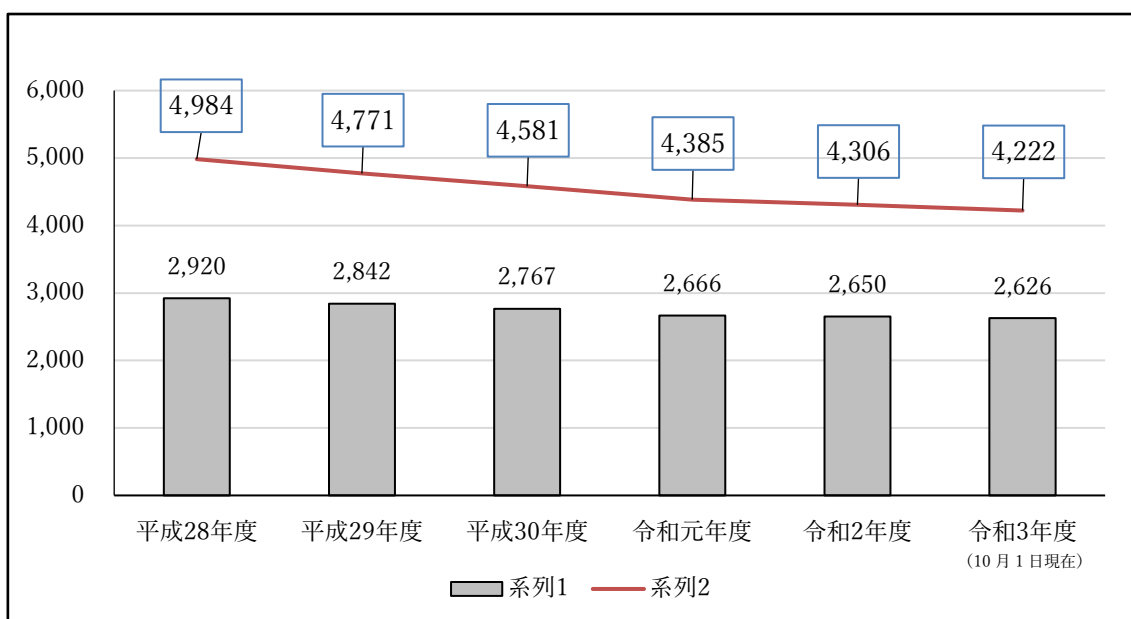
| 区分 | 人口 | 65歳以上 | 高齢化率 | 75歳以上 | 75歳以上の率 |
|--------------------|-------------|------------|-------|------------|---------|
| 越前町 (H25.4.1現在) | 23,580 | 6,602 | 28.0% | 3,827 | 16.2% |
| 福井県 (H25.4.1現在) | 795,421 | 208,373 | 26.2% | 113,308 | 14.2% |
| 全国 (H25.10.1現在) | 127,300,000 | 31,950,000 | 25.1% | 15,660,000 | 12.3% |

< 国保加入世帯数、国保加入者数 >

令和3年10月1日現在では、国保加入世帯数は2,626世帯、国保加入者数は4,222人で減少傾向が続いています。前期高齢者(65~74歳)数は、年々増加し国保加入者の過半数以上を占め、越前町の人口の年齢構成比率と同様に国保加入者の高齢化が進んでいます。

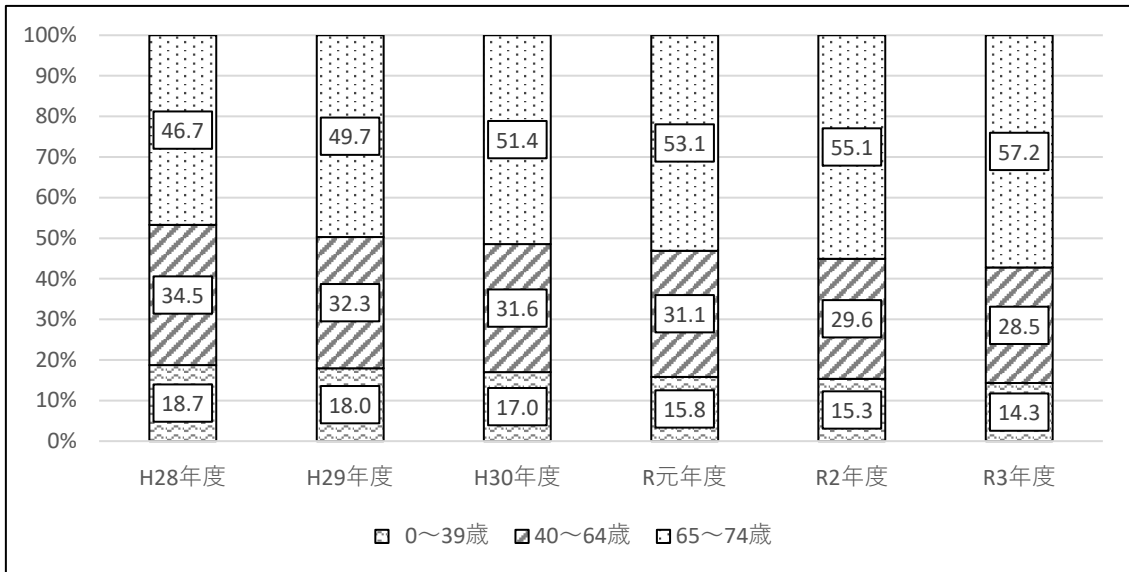
・各年度平均国保加入世帯数・加入者数

(単位：世帯、人)



・国保加入者の年齢構成比率（各年度：10月1日現在）

（単位：％）

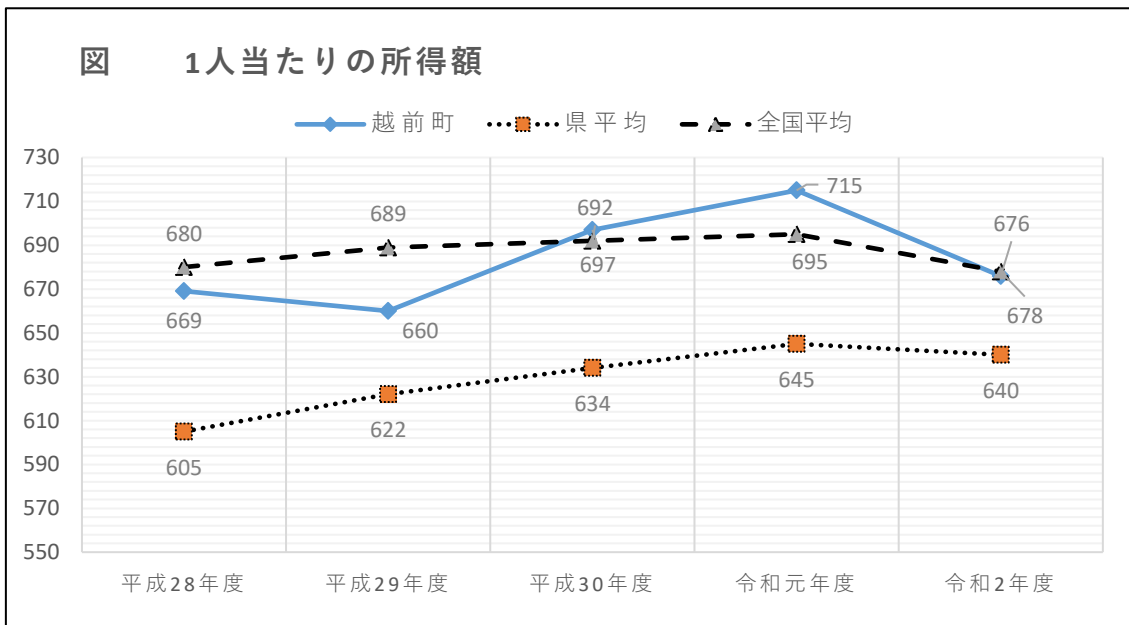


< 国保加入者の所得状況 >

国民健康保険税（以下「国保」という。）の課税対象となる国保加入者1人当たりの所得額は、平成28年度以降県内で上位となっており、令和2年度は県平均所得より高く全国平均とほぼ同額の676千円となっています。

・国保加入者の所得状況

（単位：千円）



< 国保加入者数の将来見込みと課題 >

町の人口減少の影響や年度平均約150名の加入者の後期高齢者医療制度へ移行等により現在は減少傾向にあります。今後も、企業で定年退職を向かえた人の再雇用や非正規社員の社会保険の適用拡大等により、国保へ加入する方の減少が推測されます。

一方で、コロナ禍の影響により企業の業績悪化などに伴う自己都合によらない社会保険からの離脱も予想されるので、国保加入・喪失者については注視していくことが必要となります。

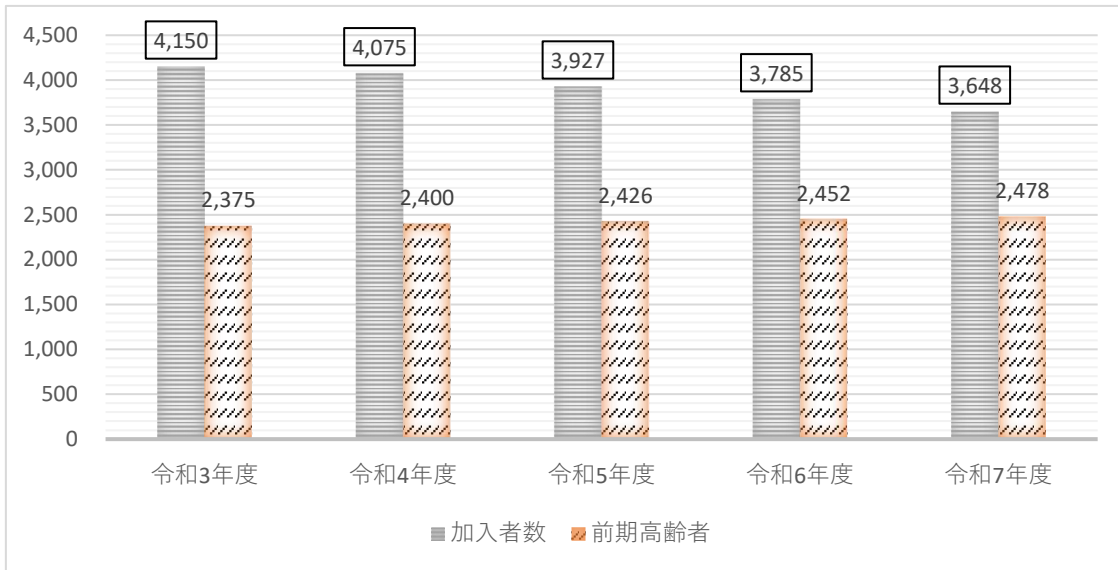
国保加入者の減少に伴う税収不足や加入者の高齢化などに伴う一人あたりの医療費増加のため、国保の健全で安定的な財政運営が課題となります。

・各年度の国保取得・喪失状況 (単位：人)

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 増 加 | 転入 | 63 | 66 | 44 | 60 | 75 |
| | 社保離脱 | 569 | 568 | 469 | 533 | 558 |
| | 出生 | 9 | 10 | 14 | 11 | 8 |
| | 後期離脱 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | その他 | 48 | 61 | 16 | 17 | 15 |
| | 計 | 689 | 705 | 545 | 621 | 656 |
| 減 少 | 転出 | 80 | 96 | 89 | 85 | 76 |
| | 社保加入 | 552 | 472 | 422 | 411 | 421 |
| | 死亡 | 29 | 25 | 38 | 37 | 40 |
| | 後期加入 | 194 | 212 | 216 | 211 | 121 |
| | その他 | 41 | 44 | 24 | 26 | 38 |
| | 計 | 896 | 849 | 789 | 770 | 696 |
| 増 減 差 | 転出入 | △17 | △30 | △45 | △25 | △1 |
| | 社保異動 | 17 | 96 | 47 | 122 | 137 |
| | 自然増減 | △20 | △15 | △24 | △26 | △32 |
| | 後期異動 | △194 | △212 | △214 | △211 | △121 |
| | その他 | 7 | 17 | △8 | △9 | △23 |
| | 計 | △207 | △144 | △244 | △149 | △40 |

・国保加入者数の将来見込み

(単位：人)



2 医療費の現状、将来見込みと課題

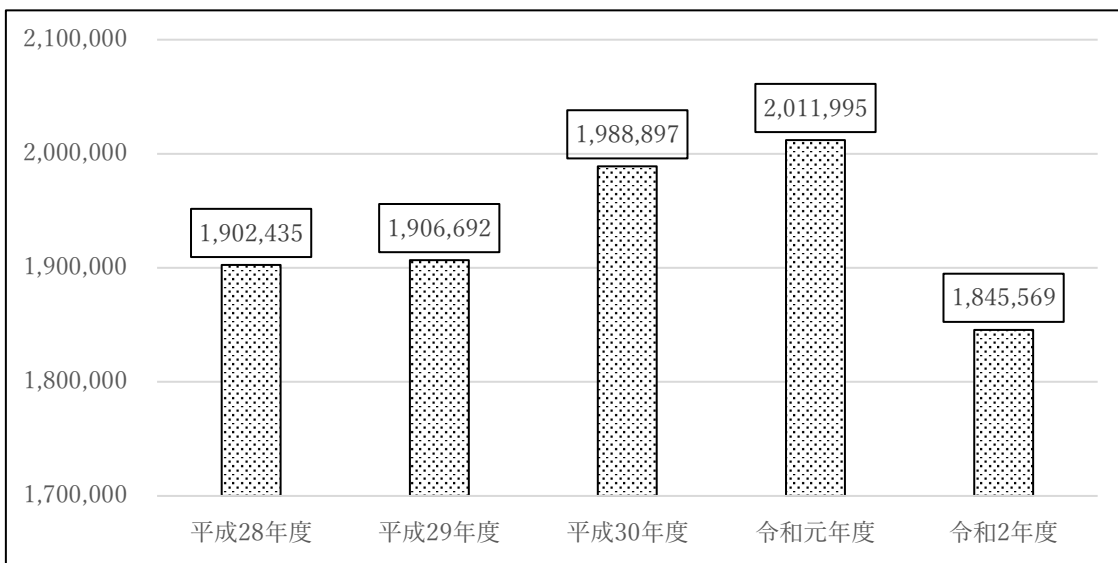
＜ 医療費の推移 ＞

医療費は、国保加入者の高齢化に伴い癌・心疾患などに係る高額な医療費を要する加入者が増加したため伸びています。特に、平成30年度では約19億9千万円で前年度比4.3%の増加となり、1人当たりの医療費は約43万円で前年度比8.5%の増加となり、急激な伸び率を示しました。

また、令和2年度は4月に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が全国で発令されたこと等により、医療機関での受診控えなどを理由に医療費は減少となりましたが、同年6月以降の医療費は例年並みとなりました。

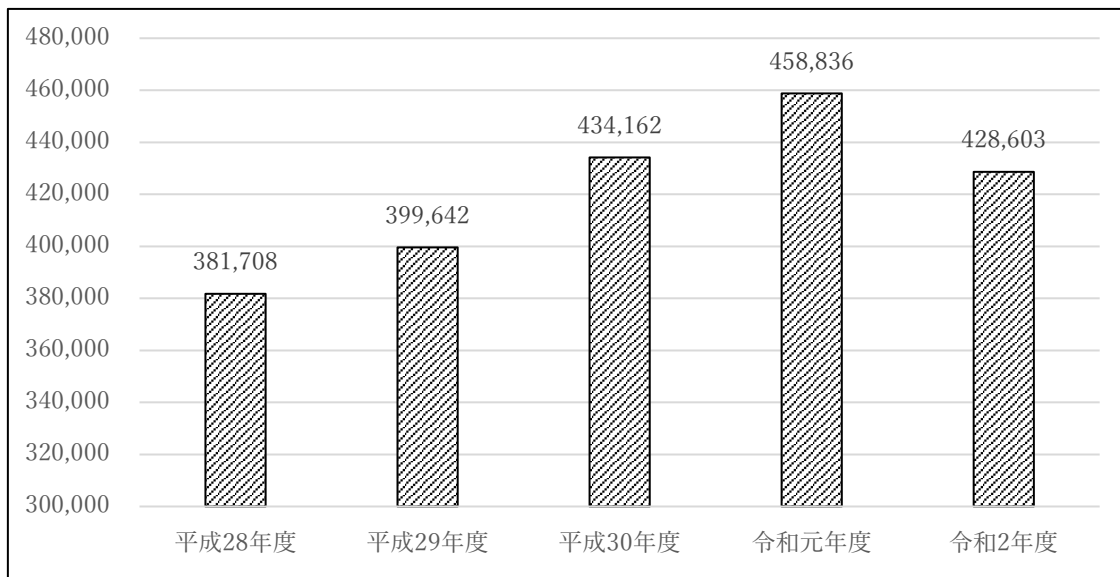
・医療費の推移

(単位：千円)



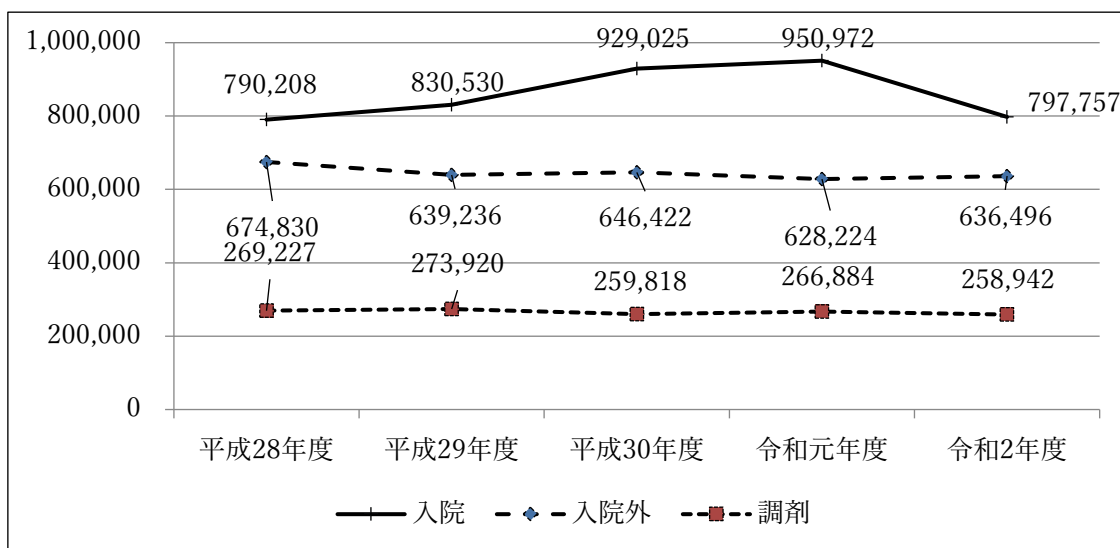
・1人当たり医療費の推移

(単位：円)



・入院費用・入院外費用・調剤費用の推移

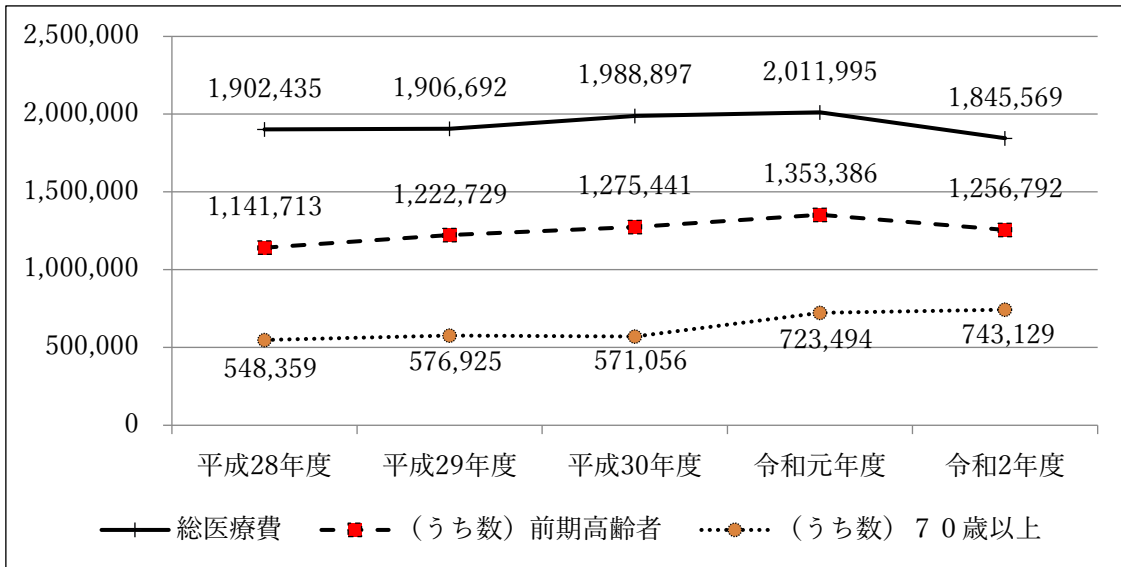
(単位：千円)



< 医療費のうち前期高齢者医療費の推移 >

前期高齢者（65～74歳）医療費は、平成28年度から令和元年度までは上昇傾向が続いていましたが、令和2年度はコロナ禍の影響による医療機関での受診控えにより対前年度比7.1%減の約12億5,700万円となりました。しかし、医療費全体の3分の2と依然として大きな割合を占めています。

・医療費・前期高齢者医療費・70歳以上医療費の推移 (単位：千円)

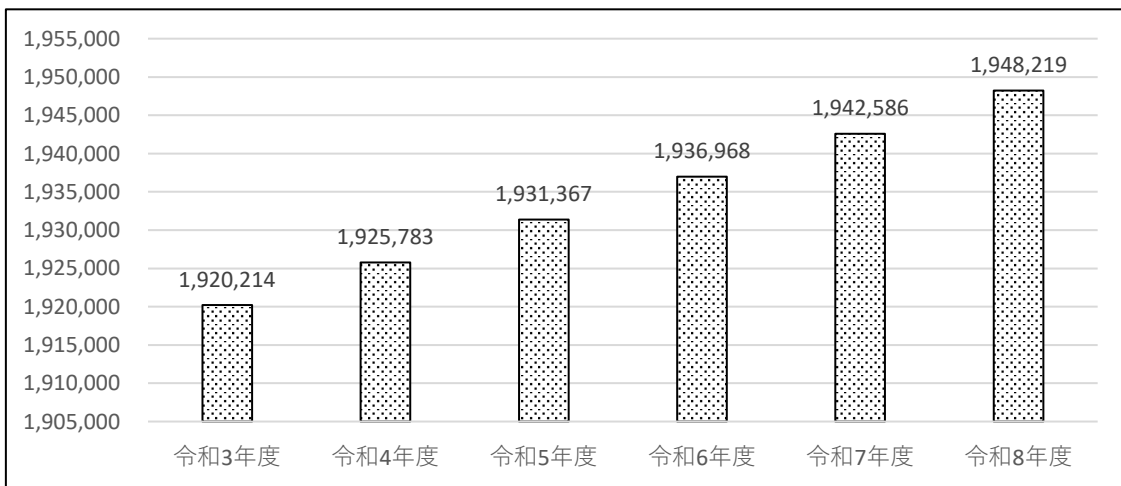


< 医療費の将来見込みと課題 >

医療費は、若者を中心に国保加入者数の減少が予測される一方で、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、これからも1人あたりの医療費は増加が見込まれます。

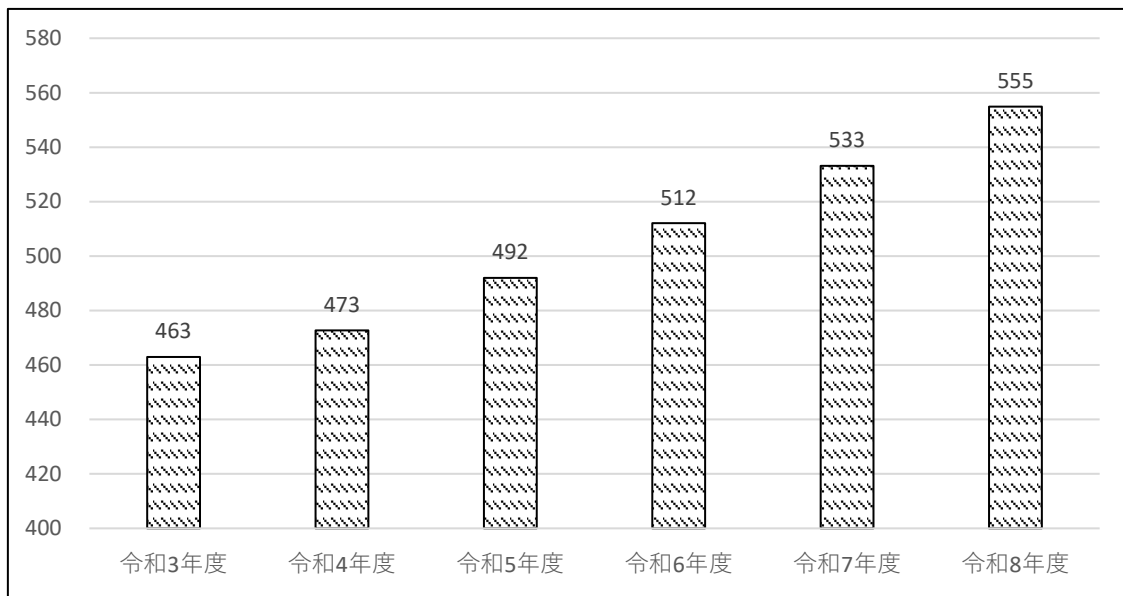
このため、生活習慣病の予防など医療費適正化対策の取組みを強化し、医療費の抑制を行うことが重要となります。

・医療費の将来見込み (単位：千円)



・1人当たりの医療費の将来見込み

(単位：千円)



3 国保税の現状、将来見込みと課題

< 国保税の賦課状況 >

国保税は、国保加入者の所得の負担能力や保険給付などの受益に応じて課せられ、その総額は保険給付や保健事業に必要な経費に見合うものでなければならず、その算定には、国保加入者数や医療費などの推移予測を勘案して税率を定めることとなっています。平成28年度と平成29年度には、保険給付や保健事業に必要な経費に国保税が不足したため、町一般会計から国保会計へ法定外の繰入金を繰り入れました。

令和元年度から令和3年度までの3年間は、財政収支見通しによる収支不足額(赤字額)を削減するため、国保加入者の国保税の負担に配慮し、緩やかに毎年度税率を引き上げました。

< 国保税の賦課方法・賦課方式・賦課限度額 >

- ・ 賦課方法は、地方税法を根拠とする保険税として賦課しています。
- ・ 賦課方式は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、3方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)としています。
- ・ 負担能力に応じた負担である応能割(所得割)と受益に応じた負担である応益割(被保険者均等割・世帯別平等割)の賦課割合は、応能割50%：応益割50%(均等割35%と世帯別平等割15%)と設定しています。
- ・ 賦課限度額は、政令に定める額を上限として設定しています。

令和3年度の賦課限度額は、次のとおりです。

| 医療給付費分 | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分 | 合計 |
|----------|-----------|----------|----------|
| 630,000円 | 190,000円 | 170,000円 | 990,000円 |

< 国保税の税率 >

令和3年度の国保税の税率は、次のとおりです。

| 賦課方式 | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分 |
|---------|---------|-----------|---------|
| 所得割 | 7.3% | 2.7% | 1.95% |
| 被保険者均等割 | 31,000円 | 10,900円 | 11,300円 |
| 世帯別平等割 | 24,000円 | 8,300円 | 5,800円 |

< 国保税の収納状況 >

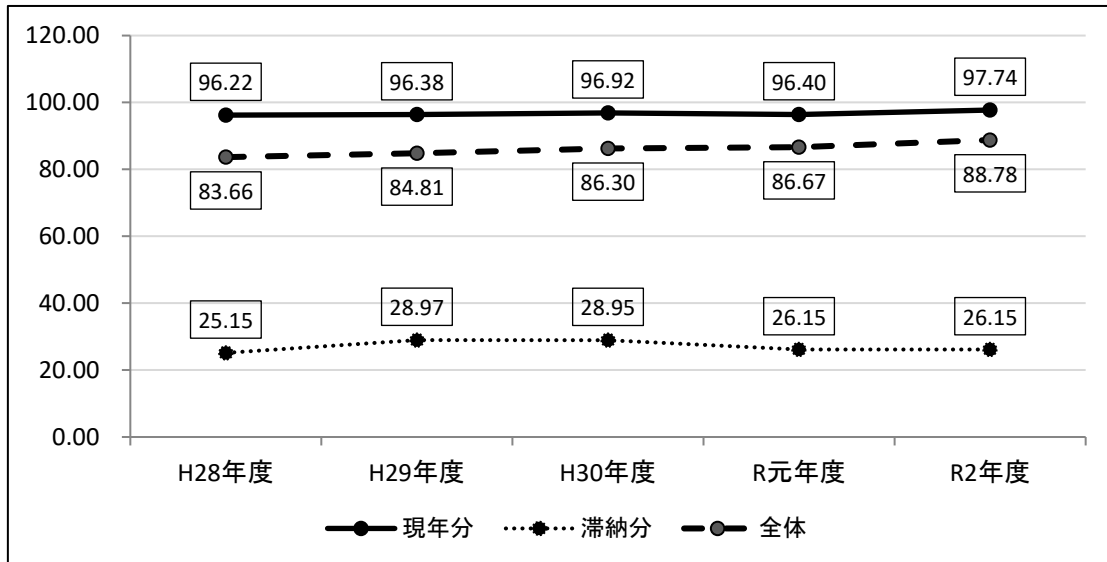
国保税の収納率は、令和2年度現年度分では97.74%となっています。

令和元年度では、県内市町の現年課税の平均収納率は94.89%で、越前町の収納率の順位は上位から10番目となっています。

国保税の滞納繰越額は、分納誓約や財産差押えなどの収納対策の強化により減少し、令和2年度決算では約5,845万円となっています。

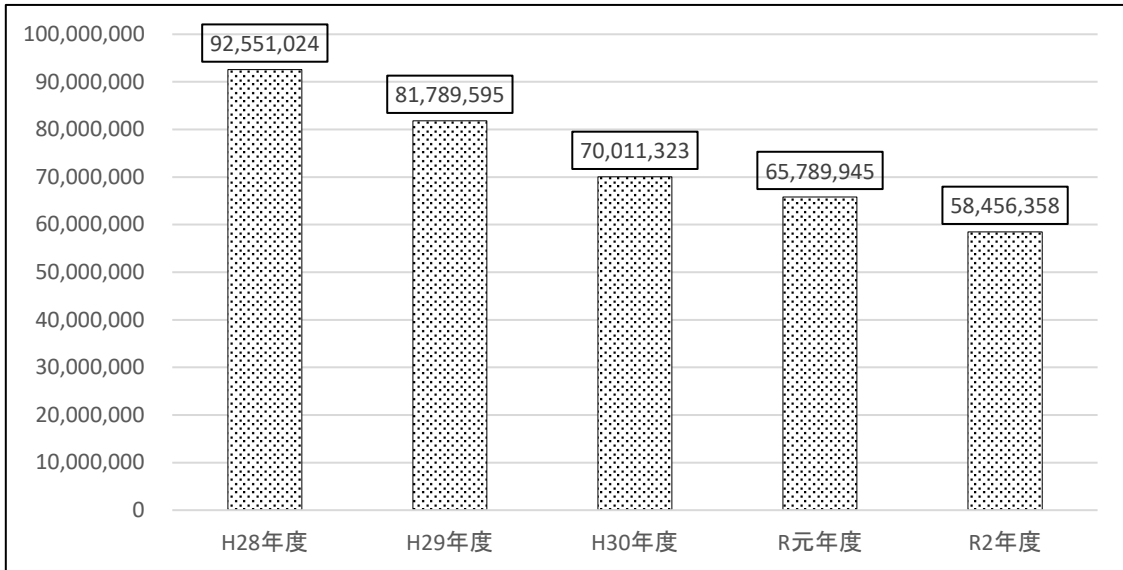
・ 国保税の収納率の推移

(単位：%)



・国保税の滞納繰越額の推移

(単位：円)



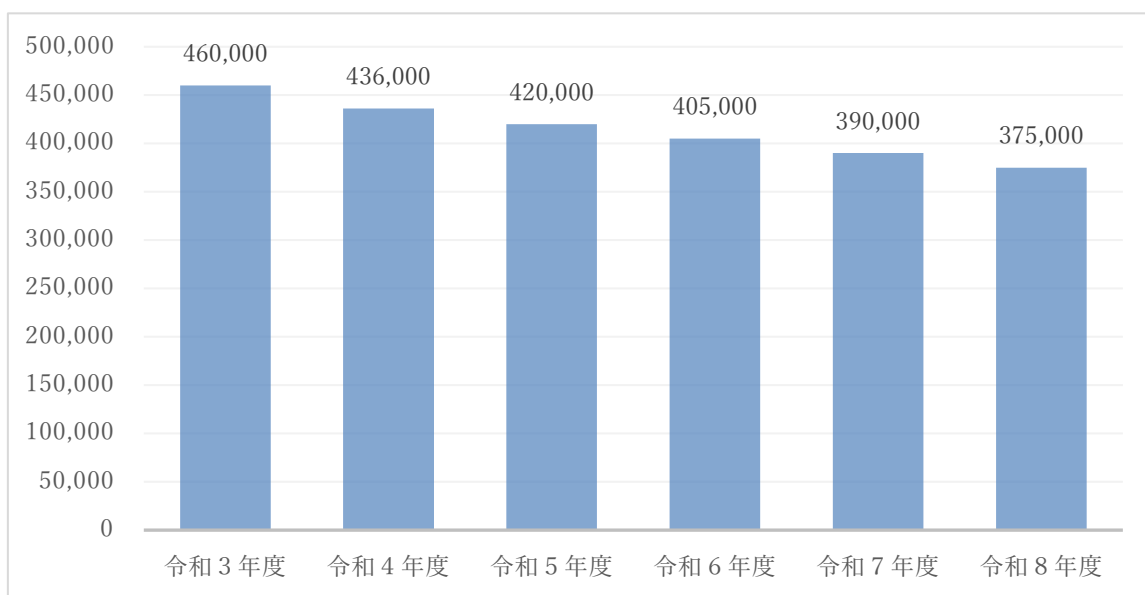
< 国保税の将来見込みと課題 >

国保税は、社会保険（協会けんぽ・職員組合保険など）の加入対象者の適用拡大と町の人口減少などにより、若者を中心に国保加入者数の減少が予測されると共に、65歳以上の年金生活者など所得が低い高齢者の増加が予測されることから、国保税全体の収入は減少が見込まれます。

このため、保険給付や保健事業に必要な経費に見合う国保税の確保が課題となります。

・国保税の収入額の将来見込み

(単位：千円)



4 財政収支の現状、将来見込みと課題

< 財政収支の現状 >

国保会計の年度別決算では、平成 30 年度以降国保税率改正により決算補填目的の法定外一般会計繰入金に依存することなく、収支の均衡を保つことができました。

また、令和 2 年度は不安定な国保会計を強化する目的で、国保基金積立の財源として、一般会計から法定外繰入金の援助を受けました。

・国保会計の年度別決算

(単位：千円)

| 区分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 (補正後予算) |
|-----------------|-----------------------|---------------------|-------------------|----------------|---------------------|------------------|
| 歳入 | 国保税 | 459,061 | 450,987 | 443,043 | 463,139 | 432,452 |
| | 国庫支出金 | 526,345 | 0 | 126 | 6,771 | 0 |
| | 療養給付費交付金 | 55,029 | (財政主体が県へ移行したため廃目) | | | |
| | 前期高齢者交付金 | 719,015 | (財政主体が県へ移行したため廃目) | | | |
| | 県支出金 | 121,268 | 1,745,049 | 1,770,925 | 1,622,427 | 1,726,534 |
| | 共同事業交付金 | 536,556 | (財政主体が県へ移行したため廃目) | | | |
| | 一般会計繰入金 (うち法定外繰入金) | 150,252 (40,166) | 112,982 (-) | 113,923 (-) | 154,622 (32,000) | 131,621 (-) |
| | 国保基金繰入金 | 0 | 0 | 0 | 7,689 | 0 |
| | 繰越金 | 9,271 | 34,295 | 40,073 | 3,929 | 36,096 |
| | その他の収入 | 7,810 | 26,142 | 14,288 | 25,189 | 5,725 |
| | 合計 (A) | 2,584,607 | 2,369,455 | 2,382,378 | 2,283,766 | 2,332,428 |
| 歳出 | 総務費 | 6,846 | 6,272 | 6,899 | 6,748 | 8,529 |
| | 保険給付費 | 1,619,654 | 1,700,012 | 1,737,144 | 1,584,117 | 1,652,325 |
| | 事業費納付金 | 0 | 529,668 | 607,059 | 593,090 | 579,529 |
| | 後期高齢者支援金等 | 261,608 | (財政主体が県へ移行したため廃目) | | | |
| | 前期高齢者納付金等 | 966 | (財政主体が県へ移行したため廃目) | | | |
| | 介護給付費納付金 | 100,337 | (財政主体が県へ移行したため廃目) | | | |
| | 共同事業拠出金 | 528,854 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 保健事業費 | 16,044 | 16,420 | 16,506 | 14,074 | 17,264 |
| | 繰出金 | 607 | 399 | 126 | 1,812 | 40,000 |
| | 国保基金積立金 | 0 | 27,878 | 50 | 32,012 | 19,828 |
| | その他の支出 | 15,396 | 48,732 | 10,664 | 15,816 | 14,952 |
| 合計 (B) | 2,550,312 | 2,329,382 | 2,378,449 | 2,247,670 | 2,332,428 | |
| 歳入歳出差引額 (A)-(B) | 34,295 | 40,073 | 3,929 | 36,096 | 0 | |
| 国保基金年度末保有額 | 0 | 27,878 | 27,928 | 52,251 | 72,079 | |

＜ 財政収支の将来見込みと課題 ＞

歳入では、国保加入者数の減少や、年金生活者などの所得が低い高齢者の増加予測により、国保税の収入減少が見込まれます。

歳出では、国保加入者数の減少予測の一方で、国保加入者の高齢化に伴う医療の高額化や医療技術の高度化などにより一人あたりの保険給付費の増加が見込まれ、県へ納める国保事業費納付金の一人あたりの負担額も増加が見込まれます。

このような中、現行（令和3年度）の国保税の税率による令和4年度から令和6年度までの3年間の収支見通しは、基金の取崩しや収支不足額（赤字額）が見込まれるため税率の見直しが必須となります。

このため、国保会計は、医療費の適正化対策、国保税の税率見直しと収納率向上などの取組みにより、法定外一般会計繰入金によることなく、各年度の収支の均衡を保つことが重要となります。

・ 国保会計の年度別収支見通し

（単位：千円）

| 区分 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入 | 国保税 | 429,991 | 415,000 | 400,000 |
| | 使用料及び手数料 | 100 | 100 | 100 |
| | 県支出金 | 1,668,387 | 1,640,000 | 1,646,000 |
| | 一般会計繰入金 | 131,192 | 127,000 | 127,000 |
| | （うち法定外繰入金） | (0) | (0) | (0) |
| | 国保基金繰入金 | 6,144 | 57,906 | 8,030 |
| | 繰越金 | 1 | 1 | 1 |
| | その他の収入 | 1,509 | 2,748 | 2,748 |
| | 合計（A） | 2,237,324 | 2,242,755 | 2,183,879 |
| 歳出 | 総務費 | 8,756 | 7,000 | 7,000 |
| | 保険給付費 | 1,633,556 | 1,610,000 | 1,616,000 |
| | 国保事業費納付金 | 569,590 | 600,000 | 600,000 |
| | 保健事業費 | 19,698 | 20,000 | 20,000 |
| | 国保基金積立金 | 1 | 1 | 1 |
| | その他の支出 | 2,723 | 2,754 | 2,754 |
| | 予備費 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| | 合計（B） | 2,237,324 | 2,242,755 | 2,248,755 |
| 歳入歳出差引額（A）-（B） | | 0 | 0 | △64,876 |
| 年度末国保基金保有額 | | 65,936 | 8,030 | 0 |

第3章 国保の健全で安定的な財政運営対策

1 財政運営の基本的考え方

国保会計は、国保税・県支出金・法定内一般会計繰入金などでまかない、決算補てん目的の法定外一般会計繰入によることなく、各年度の収支の均衡を保つよう努めます。

令和4年度から令和6年度までの3年間の財政運営も、医療費の適正化対策、国保加入者の国保税の負担に配慮した穏やかな税率見直しと収納対策などの取組みにより、収支見直しにおける収支不足見込額（赤字見込額）の削減・解消を着実に進め、健全で安定的な財政運営を確保します。

（国保特別会計収支状況）

（単位：千円）

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入合計 ① | 2,581,692 | 2,584,607 | 2,369,455 | 2,382,378 | 2,283,766 |
| 収入合計のうち 法定繰入金 | 108,534 | 110,086 | 112,982 | 113,923 | 122,622 |
| 収入合計のうち 法定外繰入金 | 44,641 | 40,166 | 0 | 0 | 32,000 |
| 収入合計のうち 基金繰入金 ② | 17,726 | 0 | 0 | 0 | 7,689 |
| 収入合計のうち 繰越金 ③ | 13,764 | 9,271 | 34,295 | 40,073 | 3,929 |
| 単年度収入 ④ (④=①-②-③) | 2,550,202 | 2,575,336 | 2,335,160 | 2,342,305 | 2,272,148 |
| 支出合計 A | 2,572,421 | 2,550,312 | 2,329,382 | 2,378,449 | 2,247,670 |
| 支出合計のうち 基金積立金 B | 35 | 0 | 27,878 | 50 | 32,012 |
| 単年度支出 E (E=A-B) | 2,572,386 | 2,550,312 | 2,301,504 | 2,378,399 | 2,215,658 |
| 単年度収支 ④-E | ▲22,184 | 25,024 | 33,656 | ▲36,094 | 56,490 |
| 収支差引残 ①-A | 9,271 | 34,295 | 40,073 | 3,929 | 36,096 |
| 決算補填目的の 法定外繰入金 | 44,641 | 40,166 | 0 | 0 | 32,000 |

2 医療費の適正化対策

年々増加傾向にある医療費の抑制対策として、次の目標を設定します。

【1人当たり医療費目標】

| 項目 | 実績（令和2年度） | 目標（令和6年度） |
|----------|-----------|-----------|
| 1人当たり医療費 | 429千円 | 486千円 |

目標（令和6年度）の1人当たり医療費486千円は、1人当たりの医療費（10頁）の将来見込みにおける令和6年度512千円の5%減

【特定健診受診率目標】

| 項目 | 実績（令和2年度） | 目標（令和6年度） |
|---------|-----------|-----------|
| 特定健診受診率 | 31.3% | 55.0% |

【後発医薬品使用割合目標】

| 項目 | 実績（令和3年2月診療分） | 目標（令和6年2月診療分） |
|---------------|-------------------|---------------|
| 後発医薬品使用割合 | 82.4% | 84.0%以上 |
| 後発医薬品切替率（男女別） | 男 31.0% 女 29.0% | 男女共 32.0%以上 |
| 後発医薬品切替率（年齢別） | 65歳～69歳 10.3% | 13.0%以上 |
| 後発医薬品使用財政効果額 | 令和2年度 741,235円 | 1,000,000円以上 |

< 特定健診 >

① 事業内容

予防可能な高血圧症、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の有病者・予備群を減らし、国保加入者の健康増進に取り組みます。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 40歳から74歳までの国保加入者（施設入所者、長期入院者、年度途中加入者・脱退者は除く。） |
| 会場等 | 集団健診：地区集落センター、保健センター、コミュニティセンター 個別健診：福井県内協力医療機関 |
| 自己負担額 | 令和4年度～：40歳以上64歳まで 1,500円 65歳以上74歳まで 1,000円 |
| 健診項目 | 問診、理学的検査、身長・体重測定、腹囲測定、血圧測定、尿検査、脂質検査、肝機能検査、貧血検査、腎機能検査、血糖検査、血清尿酸検査、心電図測定、眼底検査 |
| 実施日 | 日曜日の休日設定 がん検診日と同時設定 |

| | |
|--------|---|
| 未受診者対策 | 過去3年間の健診検査値の記録された問診票の送付による継続受診の勧奨 前年度に受診したが当年度に受診していない者に対する保健師の訪問による受診勧奨 |
| 早期受診介入 | 若い世代からの健康への意識づけのため、20歳から39歳までの国保加入者に対する個人通知 |

② 特定健診実施状況実績

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 見込み | |
|------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------------|--------|
| 対象者数① | 3,505人 | 3,365人 | 3,297人 | 3,303人 | 3,300人 | |
| 受診者数② | 1,252人 | 1,239人 | 1,223人 | 1,033人 | 1,200人 | |
| 内訳 | 集団健診 (ドック含む) | 1,005人 | 986人 | 1,006人 | 875人 | 1,100人 |
| | 個別健診 | 148人 | 142人 | 129人 | 105人 | 120人 |
| | 医師による 情報提供 | 64人 | 54人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| | 本人からの 情報提供 | 35人 | 57人 | 48人 | 13人 | 30人 |
| 受診率②÷①×100 =③ | 35.7% | 36.8% | 37.1% | 31.3% | 36.4% | |

< 特定保健指導 >

① 事業内容

特定健診後に、国の基準により「動機付け支援」又は「積極的支援」に区分し、特定保健指導を実施します。

特定保健指導対象者が生活習慣上の課題を認識し、主体的に生活改善に取り組み、継続して自己管理を行うことで生活習慣病を予防し、健康的な生活を維持できるよう指導します。

(特定保健指導対象者)

| 内臓脂肪型肥満 | 高血圧 脂質異常 高血糖 | 喫煙 | 対象年齢 | |
|----------------------------|--------------------|----|---------|---------|
| | | | 40歳～64歳 | 65歳～74歳 |
| 腹囲 男性85cm以上 女性90cm以上 | 2つ以上該当 | — | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 1つ該当 | あり | | |
| | | なし | 動機付け支援 | |

| | | | | |
|------------------------|------|----|--------|--------|
| 腹囲 | 3つ該当 | — | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| 男性 85cm未満 女性 90cm未満 | 2つ該当 | あり | | |
| BMI 25以上 | | なし | 動機付け支援 | |
| | 1つ該当 | — | | |

② 特定保健指導実施状況実績（40歳から74歳までの国保加入者）

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 見込み |
|-----------------------|--------|-------|-------|--------------|
| 動機付け支援（初回面接）＋最終評価 | | | | |
| 該当者数 | 130人 | 122人 | 123人 | 120人 |
| 初回面接実施者数 | 96人 | 95人 | 71人 | 96人 |
| 支援終了者数 | 95人 | 90人 | 61人 | 88人 |
| 積極的支援（初回面接と支援3回）＋最終評価 | | | | |
| 該当者数 | 45人 | 56人 | 29人 | 36人 |
| 初回面接実施者数 | 30人 | 42人 | 16人 | 27人 |
| 支援終了者数 | 5人 | 9人 | 2人 | 6人 |
| 合計 | | | | |
| 該当者数 | 175人 | 178人 | 152人 | 156人 |
| 支援終了者数 | 100人 | 99人 | 63人 | 94人 |
| 特定保健指導実施率 | 57.1% | 55.6% | 41.4% | 60.0% |

< 重症化予防 >

越前町の国保保健事業では、国保加入者の健康づくりなどのサポート体制を整えています。

人が人生の幕を閉じるまで健康であることが何よりの幸せと考えます。病気の発見が遅れると、命を落とす危険や長期にわたる闘病生活を送ることに繋がり、また医療費増加に伴う家計への財政負担が大きくなります。

身体に不調を感じたら迷わず医療機関で受診すること、また、年1回の特定健診を必ず受けることなどを啓発します。

（越前町国保での事例）

※人工透析：月々の医療費 約 40 万円（内自己負担額 1 万円）週 3 回の通院

※急性心筋梗塞：医療費（手術）約 700 万円（内自己負担額 15 万円）

※肺がん：医療費（手術）約 300 万円（内自己負担額 11 万円）退院後抗がん治療

・自己負担額は、70歳未満で所得区分が210万円超600万円以下の場合

① 事業内容

特定健診後の検査値が受診勧奨判定値を超える人を対象に保健指導を実施し、糖尿病性腎症・虚血性心疾患・脳血管疾患の重症化を予防します。

② 令和2年度重症化予防保健指導実施状況実績（40歳～74歳）

| 項目 | 対象者 | 対象者数 | 実施者数 |
|-----------------|---|----------------------|----------------------|
| 糖尿病性腎症 重症化予防 | ・ 医療機関未受診者 (糖尿病基準該当者) (糖尿病性腎症該当) | 63人 (56人) (7人) | 32人 (31人) (1人) |
| | ・ 医療機関受診中断者 | 49人 | 31人 |
| | ・ 糖尿病治療中者 (治療者中で7.0以上の者) | 6人 | 1人 |
| | ・ かかりつけ医との連携 | | 2人 |
| 虚血性心疾患 重症化予防 | 特定健診の結果により、 ・ 心電図ST所見ありの者 | 113人 | 70人 |
| | ・ メタボリックシンドロームでないLDL コレステロール180mg/dl以上の者 | 10人 | 8人 |
| 脳血管疾患 重症化予防 | 特定健診の結果により、 ・ II度(160/100mmHg)以上高血圧の者 | 85人 | 46人 |
| | ・ 心電図所見で心房細動所見ありの者 | 15人 | 9人 |

③ 重症化予防保健指導

- ・ 40歳以下の受診者に対しても保健指導を実施し、早期に生活習慣の改善と重症化予防を支援していきます。
- ・ 重症化予防は、引き続き保健師や管理栄養士が保健指導を実施し適切な治療継続につなげ、重症化しないよう支援を続けます。
- ・ 重症化予防対象者の医療機関の受診状況は、特定健診やレセプトで確認していきます。
- ・ 糖尿病性腎症（人工透析）予防のため、かかりつけ医と連携した保健指導を実施します。

< 人間ドッグ受診費用補助 >

総合的に精密な健康診断を行い、自覚症状のない潜在する病気を早期発見するほか、適切な保健指導を受けて将来の健康保持に役立たせるため、特定健診の健診項目をすべて含む人間ドッグの受診費用の一部補助を引き続き行い、医療費の抑制に繋がります。

< 医療費通知 >

加入者の健康意識を高めることや確定申告時の医療費控除を受けるための利便性などを目的として、受診年月・受診者・受診医療機関名・受診診療科・医療費を記載した医療費通知を年6回行っていますが、医療費抑制の有効な手段の一つとして引き続き行います。

< 後発医薬品利用促進 >

後発医薬品の使用割合について、国では令和2年9月までに80%以上とする目標を掲げていました。越前町においては、令和2年9月診療分で83.3%となり国の目標数値を達成することができました。また、令和3年3月診療の町における後発医薬品のシェア率は84.2%となっています。

今後も国保加入者に新薬価格の約2割から7割程度の後発医薬品の積極的な利用を促すため、広報誌へ利用促進の記事を掲載するとともに、保険証切替え時に後発医薬品希望カードを保険証と同封して加入者に配布します。

また、新薬から後発医薬品に切り替えた場合の医療費の差額を記載した通知を対象となる加入者へ送付し、後発医薬品の積極的な利用を促し医療費の抑制に繋がります。

この後発医薬品利用促進は、加入者自身に合った薬を選択することが前提であり、かかりつけ薬局等に相談していただくなど適正な服用に繋がります。

【後発医薬品使用割合：県・町の値は国保加入者】（各年月は診療月）（単位：％）

| 区分 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和2年9月 | 令和3年3月 |
|-----|---------|---------|--------|--------|--------|
| 越前町 | 75.6 | 79.5 | 82.5 | 83.3 | 84.2 |
| 福井県 | 73.8 | 77.4 | 80.4 | 80.5 | 81.1 |
| 全国 | — | 74.6 | 77.4 | 78.3 | — |

< 重複・頻回受診者等への指導等 >

重複受診者（同一疾病で複数の医療機関への受診が3ヶ月以上継続している者）や頻回受診者（1月における医療機関への通院が15日以上で3ヶ月以上継続している者）などに対し、文書や保健師による個別指導を実施し適正服薬を促していきます。

< 適正な資格管理 >

- ・ 医療費の適正化を図る上で重要な加入者の資格管理を徹底し、国保以外の保険適用者の発見と早期適用に努めます。
- ・ 加入や喪失の手続きについて、広報紙やホームページなどを活用した周知により、国保以外の保険との重複加入を解消します。
- ・ 遡って資格を取得した場合は法律に基づき国保税も遡及賦課するなど、資格に連動した適正な賦課により財源の確保に努めます。

- ・ 国において、令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようにオンライン資格確認システムが構築されました。町においても、国保加入者に限らず、町民全体でのマイナンバーカードの保険証登録率の向上に努めます。

< 第三者行為求償事務の強化 >

交通事故などで被保険者が医療機関等で治療を受けた場合、保険者である越前町は第三者（加害者）に対し損害賠償請求を行い、保険給付費分の回収を行う第三者求償事務を福井県国保連合会に委託していますが、第三者行為の疑いのあるレセプト抽出を行っていきます。

< レセプト点検の充実強化 >

医療費の適正化を図るうえで、レセプト（診療報酬明細書）点検は、加入者の受診内容を把握し、適正な保険者負担（医療費の7割・8割）の支払いをするうえで有効な手段となっています。

令和2年度では、福井県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が診療内容の1次検査、また町では国保資格の2次検査を実施し、その点検による財政効果額は、一人当たり2,035円を削減できました。

県も市町が行うレセプト点検水準の底上げを図っており、県・市・町・国保連共同実施による点検経費の削減・点検項目の標準化を行ない、更なるレセプト点検の強化を行なっていきます。

< 保険者努力支援制度の活用 >

保険者努力支援制度とは、国が保険者（都道府県、市町村）に対し、医療費適正化事業や保健事業などに対する取組を評価し、その取組基準を達成した保険者に対して補助金を交付する制度です。

本町国保においても、この支援制度を十分に理解また実践し、貴重な国保財源の確保に努めます。

3 国保税の賦課方法・賦課方式・賦課限度額と税率見直し

< 国保税の賦課方法・賦課方式・賦課限度額 >

- ・ 賦課方法は、地方税法を根拠とする保険税として賦課します。
- ・ 賦課方式は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）とします。
- ・ 負担能力に応じた負担である応能割（所得割）と受益に応じた負担である応益割（被保険者均等割・世帯別平等割）の賦課割合は、応能割 50%：応益割 50%（均等割 35%と世帯別平等割 15%）とします。
- ・ 賦課限度額は、政令に定める額を上限として設定します。

< 国保税の税率見直しの基本的考え方 >

- ・ 国保税の税率は、令和4年度から令和6年度までの3年間の収支見直しによる収支不足見込額（赤字見込額）を削減できるよう、この3年間で毎年度見直します。
- ・ 国保税の税率見直しに当たっては、国保加入者の国保税の負担緩和に配慮します。

4 国保税の収納対策

収納率目標

| 項目 | 実績（平成28年度～令和2年度5か年平均） | 目標（令和6年度） |
|--------|-----------------------|-----------|
| 現年度課税分 | 96.75% | 97%以上 |
| 滞納繰越分 | 27.07% | 27%以上 |
| 全体 | 86.06% | 87%以上 |

< 収納対策 >

国保制度は、国保加入者が医療費などの経費を十分に負担し、お互いに助け合うことで運営されています。このため、国保税負担の公平性から収納率を向上し、収納率目標の達成に向け、次の収納対策に取り組みます。

① 口座振替の推進

国保税の納付忘れによる滞納を未然に防ぐため、口座振替を周知するとともに、納税相談時などに口座振替の利用を促進します。

口座振替の利用申込をしやすい環境を整えるため、口座振替依頼書を県内の町指定金融機関に備えています。

② コンビニ収納の推進やスマホアプリ決済など納付方法の拡大

金融機関納付と比べコンビニ収納やスマートフォン決済は、24時間いつでも納税できるなどの利便性をPRし、納期限内納付の推進と納税意識の向上を図ります。

③ 文書催告と納税相談の実施

国保税の納付期限を過ぎた場合には、未納者に対し督促状や催告書を送付し納税を促します。

納税が困難な納税義務者に対しては、随時納税相談を行い、できる限り早期に完納できるよう指導します。

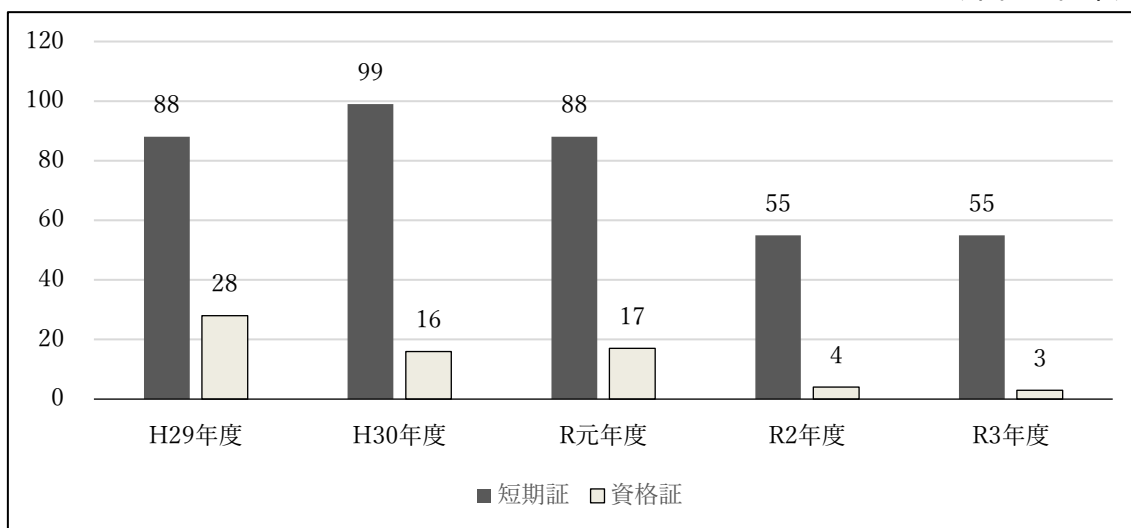
④ 短期被保険者証と被保険者資格証明書の交付

国保税を分割納付している滞納者には、有効期限の短い短期被保険者証を交付し、滞納額の納税に繋がります。

特別の事情がないにもかかわらず国保税の納税がなく長期にわたる滞納者には、一旦医療機関での医療費の支払いが全額自己負担となる被保険者資格証明書を交付し、保険証交付時に納税指導を行います。

・ 短期被保険者証・被保険者資格証明書発行世帯数（各年度6月1日現在）

（単位：世帯）



⑤ 滞納処分の強化

分割納付を誓約したにもかかわらず履行しない未納者に対しては、銀行などの預貯金や生命保険などの財産調査を行い、滞納者の所得や資産を把握し関係法令により財産差押えなどの滞納処分を行います。

⑥ 生活困窮者・多重債務者への対応

生活困窮者に対しては、関係課と連絡を取り合い、多重債務者に対しては、専門的な相談機関を紹介するなどにより、関係機関との連携し納税相談や納税指導を行います。

おわりに

国において、少子高齢化が進展するなか、社会保障制度を持続可能なものとするため、令和3年6月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」が国会で可決され、令和4年1月1日から施行されることとなりました。

国民健康保険での主な改正内容は、国保加入者の未就学児の均等割り額を軽減する制度創設、また、都道府県国民健康保険運営方針の中で、法定外繰入金 の解消や保険料の水準の平準化（国保加入者なら福井県内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料率）を位置付けることなどが盛り込まれています。

越前町においても、将来にわたって健全で安定的な財政運営を行うため、国・県・町・国保加入者を含む町民が支え合い、健康保険制度の最後の砦となる国保制度を皆で守っていかねばなりません。

第1期国保財政計画では、国保加入者の医療費抑制のため特定検診や、生活習慣病の重症化を予防するための特定保健指導、後発医薬品の利用促進などを実施しました。また、事業費納付金に見合う国保税率の改正や、国保税収納率向上のための対策を実行してきました。

「第2期国保財政計画」では「第1期国保財政計画」を見直し、今後はこの計画に基づき、財政運営の健全安定化に向けて全力で取り組みます。

越前町は、国保加入者一人ひとりの健康と生活を守ることを第一に、県とともに健全で安定的な財政運営や効果的な事業運営を行っていきます。

越前町国保加入者と越前町民の皆さまには、国保の現状・将来見込みと課題、国保の健全で安定的な財政運営対策をご理解いただき、この計画の推進に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。